

令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

令和6年1月4日
みな穂農業協同組合

今回の令和6年1月1日からの能登半島地震による被害により被災された富山県内の被災者の方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当組合では、災害救助法が適用された富山県富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町内の被災者の皆様に対し、状況に応じて以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

- 1 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 届出の印鑑のない場合には、捺印にて応ずること。
- 3 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 4 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 5 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 6 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 7 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 8 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 9 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 10 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。
- 11 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。

また、窓口における対応ができない場合であっても、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

12 1から11までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

13 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

以上